

公益社団法人日本雪氷学会関東・中部・西日本支部賞規程

(目的)

1. 公益社団法人日本雪氷学会関東・中部・西日本支部賞（以下、「支部賞」という。）は、支部における若手研究者の活発な研究発表と学会参加の促進、雪氷研究の教育・普及活動の奨励、支部の活性化、および社会貢献を目的として授与する。

(委員会)

2. 支部長は、支部賞の受賞者を選定するために支部賞選考委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。
3. 委員会は支部賞担当理事を長とする約5名の委員をもって組織し、各委員は委員長が支部会員の中より11月末までに選出し、支部長がこれを委嘱する。

(関東・中部・西日本支部賞)

4. 委員会は、下記の支部賞に該当する候補者の推薦を支部会員に求める。推薦は自薦・他薦を問わないが、推薦人は選考委員を兼任してはならない。

(A) 論文賞 : 雪氷学における研究ならびに技術開発に寄与し、今後さらなる発展が見込める論文の主著者に対する顕彰。当該年度及びその前年度の「雪氷」、「Bulletin of Glaciological Research」、およびそれに準じる国際学術誌に論文を発表した推薦年度の3月31日時点で35才以下の者に対してこの賞を贈る。

(B) 活動賞 : 雪氷研究の教育・普及に顕著な貢献をした者に対してこの賞を贈る。

(受賞者の決定)

5. 候補者を推薦する支部会員は、毎年1月上旬から2月末日までに下記の項目を記載した推薦書類を委員長に提出する。
 - (1) 論文賞、活動賞の区別。
 - (2) 推薦者の氏名、所属、職名。
 - (3) 受賞候補者の氏名（または団体名）、所属、職名、学位。
 - (4) 推薦理由書（〇〇に関する研究、〇〇の功績などの標題を掲げ、500字ほどに纏めたもの）。
 - (5) 論文賞の候補者の推薦にあたっては該当する論文の写しを添付する。
 - (6) 活動賞の候補者の推薦にあたっては著書・新聞記事の写しなど、客観的評価を得たことを明白に示した文書等があればそれを添付する。
6. 委員会は推薦書類に基づいて支部賞の受賞候補者を選考し、3月末日までに推薦書類等を添付して支部長に報告する。
7. 支部長は理事会の承認を経て、受賞者を決定する。

(授賞)

8. 支部賞は賞状とし、翌年度の支部総会においてこれを贈呈する。受賞者はその支部総会において受賞講演を行う。

附 則

本規程は2016年9月28日より施行する。

本規程は2017年11月9日に改正する。

本規定は2018年9月12日に改正する。